

埼玉県私立高等学校等 奨学のための給付金のお知らせ

＜県外・高校等用＞



- 埼玉県では、高校生等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済の必要のない「奨学のための給付金」を支給しています。
- 埼玉県内に居住し、埼玉県以外の団体が認可した学校(専攻科を除く県外校)に通われている方向けのリーフレットです。
- 新入生が対象となる早期給付申請をした方についても、7月以降の一般申請を改めてしていただく必要がありますので御注意ください。



左記の QR コードから学事課のホームページにお進みいただけます。
インターネットで検索する場合は下記のキーワードを入力してください。

埼玉県私立 奨学のための給付金

検索

電話でのお問い合わせは、「学費軽減ヘルプデスク」までお願いします。
TEL : 048-830-2725 (平日: 午前8:30~午後5:15)

給付を受けることができる世帯

基準日(原則は令和8年7月1日)現在で以下の要件を全て満たしている世帯が支給の対象です。

- ① 『生活保護(生業扶助)受給世帯』*1、『非課税世帯』*2又は『年収約490万円未満世帯』*3である*4
- ② 保護者等*5が埼玉県内に住所を有している
- ③ 生徒等が高等学校等就学支援金の対象校に在籍し、かつ高等学校等就学支援金(学び直しへの支援及び高校生等・新修学支援を含む)の受給資格を有している(特別支援学校を除く)
- ④ ③を満たす生徒等が支給対象となる国籍・在留資格等*6(留学を除く*7)を有している
- ⑤ 生徒等が平成26年4月1日以降に入学している

*1 『生活保護(生業扶助)受給世帯』とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)が措置されている世帯を指します。

*2 『非課税世帯』とは、令和8年度(非)課税証明書に記載されている保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)の世帯を指します。

*3 年収はあくまでも目安であり、実際の補助額は保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得税割額の合算額により判定します。

*4 令和8年1月1日時点で海外に在住している場合等、日本国内における保護者等全員の令和8年度分の住民税の課税状況が証明できない場合は対象外となります。

*5 「保護者等」は原則親権者を指しますが、親権者が不在の場合等の例外もあります。詳細については、当課学費軽減ヘルプデスクにお問い合わせください。

*6 本リーフレット3ページの「国籍に関する支給要件」を御参照ください。

*7 令和8年4月1日以降に入学する外国籍の生徒又は外国人学校の生徒等のうち、在留資格が「留学」である場合は制度対象外です。

給付額(年額)

世帯区分		年収約270万未満*1 (生活保護・非課税世帯)	拡充部分	
			基準1 *2	基準2 *3
			年収約270～380万円 (非課税世帯の1/3)	年収約380～490万円 (非課税世帯の1/4)
生活保護世帯		52,600円		
上記以外の世帯	全日制	152,000円	50,670円	38,000円
	通信制	52,100円	17,370円	13,030円
家計急変世帯		上記区分に応じた額の満額又は月割り額を支給		

*1 所得割額が0円(非課税の世帯)

*2 所得割額が105,500円未満の世帯(非課税世帯除く)

*3 所得割額が105,500円以上182,500円未満の世帯

今年度に早期給付を受給されている場合は、上記の給付額から早期給付で既に支給された額を差し引いた金額が給付額となります。

国籍に関する支給要件

就学支援金制度(新制度)の対象外となる、以下の要件に該当しない外国籍の生徒又は外国人学校の生徒(令和8年度新入生で留学生を除く)は、**生活保護世帯・非課税世帯**のみ対象となります。

- (1)日本国籍を有する者
- (2)特別永住者
- (3)永住者
- (4)日本人の配偶者等
- (5)永住者の配偶者等
- (6)定住者のうち、将来永住する意思があると認められた者
- (7)家族滞在のうち、日本国の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

申請方法

以下の提出書類を御用意の上、当課のホームページから電子申請を行ってください。

受付期限:令和8年11月6日(金曜日)まで

提出書類	対象世帯
(1)振込口座の通帳等 ※ 金融機関名(コード)・支店名(コード)・口座番号・口座名義(カタカナ)がわかるもの	全世帯
(2)在学証明書(原則当課指定の様式で学校が作成したもの) ※ 当課指定の様式での作成が難しい場合は、学校様式でも差し支えありません。 ※ 全日制、通信制等の課程が記載されたもので、基準日現在の在籍を在学が証明したもの ※ 学生証、生徒手帳等は不可 ※ 基準日現在、当該年度の全ての期間において休学許可を受けている場合は、給付金の支給対象となりません。	全世帯
(3) <u>世帯全員</u> の続柄が記載された住民票 ※ 基準日以降に発行されたもので、マイナンバーが記載されていないもの ※ 外国籍の場合は、国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの ※ 世帯全員の住民票に生徒分の記載がない場合、生徒本人の国籍等の確認ができないため、別途生徒分の住民票を御提出ください。	全世帯
(4)生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書 又は 生業扶助を受給していることがわかる福祉事務所発行の証明書 ※ 基準日以降に証明を受けたもの	『生活保護(生業扶助)受給世帯』
(5)保護者等全員の令和8年度(非)課税証明書 ※ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の記載があるもの	『非課税世帯』、『年収約490万円未満世帯』又は『家計急変世帯』
(6)日本国の小学校の卒業証書の写し 又は 卒業証明書 及び 日本国の中学校の卒業証書の写し 又は 卒業証明書	生徒等の在留資格が「家族滞在」の場合に限る

電子申請の対応が難しい場合

以下の提出書類を当課へ送達過程を記録できる方法(簡易書留等)で郵送してください。

受付期限:令和8年11月6日(金曜日)まで

郵送先:〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県学事課高等学校担当宛て

※ 申請書到着確認のお問い合わせにはお答えできません。

※ 送達過程を記録できる方法(簡易書留等)以外で郵送し、当課の定める期限までに書類の到着が確認できない場合は、申請を受け付けません。

提出書類	対象世帯
(1)埼玉県私立高等学校奨学のための給付金受給申請書(計3頁)	全世帯
(2)振込口座届 及び 振込口座の通帳等のコピー ※ 金融機関名(コード)・支店名(コード)・口座番号・口座名義(カタカナ)がわかるもの	全世帯
(3)在学証明書(原則当課指定の様式で学校が作成したもの) ※ 当課指定の様式での作成が難しい場合は、学校様式でも差し支えありません。 ※ 全日制、通信制等の課程が記載されたもので、基準日現在の在籍を在学が証明したもの ※ 学生証、生徒手帳等は不可 ※ 基準日現在、当該年度の全ての期間において休学許可を受けている場合は、給付金の支給対象となりません。	全世帯
(4)世帯全員の続柄が記載された住民票 ※ 基準日以降に発行されたもので、マイナンバーが記載されていないもの ※ 外国籍の場合は、国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの ※ 世帯全員の住民票に生徒分の記載がない場合、生徒本人の国籍等の確認ができないため、別途生徒分の住民票を御提出ください。	全世帯
(5)生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書 又は 生業扶助を受給していることがわかる福祉事務所発行の証明書 ※ 基準日以降に証明を受けたもの	『生活保護(生業扶助)受給世帯』
(6)保護者等全員の令和8年度(非)課税証明書 ※ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の記載があるもの	『非課税世帯』、『年収約490万円未満世帯』又は『家計急変世帯』
(7)日本国の小学校の卒業証書の写し 又は 卒業証明書 及び 日本国の中学校の卒業証書の写し 又は 卒業証明書	生徒等の在留資格が「家族滞在」の場合に限る

課税額の確認方法

道府県民税所得割及び市町村民税所得割の課税額は、市区町村役場の窓口等で取得できる(非)課税証明書で確認できます。

令和8年度（非）課税証明書						〇〇第〇〇〇号	
賦課期日現在の住所及び氏名							
令和7年分の所得の内容		所得控除の内容			令和8年度 市・県民税		
給与収入		社会保険料控除			市民税	所得割	
公的年金等収入		生命保険料控除				均等割	
所得の種類	給与所得 (以下余白)	損害保険料控除			県民税	所得割	
		配偶者控除				均等割	
		配偶者特別控除			扶養等の内訳	控除対象配偶者の有無	一般 普通障害 特定 特別障害 老人 年少
		扶養控除					
		基礎控除					
		(以下余白)					
							令和8年度課税標準額
					総所得分		
					分離課税分		
所得の合計		所得控除の合計					
		繰越控除					

※ お住まいの市町村により、「所得証明書」等、名称が異なる場合があります。

※ 審査には、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得を合算した額を用います。

災害等により制服を喪失・毀損した場合の加算支給について

災害等(自然災害や火災等)により、着用を義務付けられている制服を喪失・毀損し、制服を再度購入した際は、給付額に『非課税世帯』は 81,000 円、『年収約 270～380 万円の世帯』は 27,000 円、『年収約 380～490 万円の世帯』は 20,250 円が加算支給される場合があります(生活保護(生業扶助)受給世帯は除く)。

国籍に関する支給要件を満たさない場合、非課税世帯は 81,000 円の加算支給となります(生活保護(生業扶助)受給世帯は除く)。

申請方法の詳細は、当課ホームページを御確認ください。

令和8年11月6日(金曜日)までに申請された方が対象となります。

受付期限:令和9年2月19日(金曜日)まで(当課必着)

以下、家計急変世帯の御案内です。

給付を受けることができる世帯

以下の(1)(2)の両方を満たしている場合、家計急変世帯として、2ページの世帯区分に応じた支給額を受給できます。

- (1) 失職(定年退職、自己の責めに帰する理由による自己都合退職等は対象外)・廃業・死亡・離婚・傷病による休職・災害等に起因する収入減により家計が急変し、保護者等全員の令和9年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が各世帯区分に相当すると認められる世帯
- (2) 基準日(原則は令和8年7月1日)現在、以下の要件を全て満たしている世帯
 - ア 『生活保護(生業扶助)受給世帯』に該当しない(生業扶助(高等学校等就学費)が行われていない世帯)
 - イ 令和8年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されている世帯
 - ウ 保護者等が埼玉県内に住所を有している
 - エ 生徒等が高等学校等就学支援金の対象校に在籍し、かつ高等学校等就学支援金(学び直しへの支援及び高校生等・新修学支援を含む)の受給資格を有している(特別支援学校を除く)
 - オ エを満たす生徒等が支給対象となる国籍・在留資格等(留学を除く)を有している
 - カ 生徒等が平成26年4月1日以降に入学している

※ 令和8年度の申請は、令和7年1月1日～令和8年12月31日に事由が発生した世帯が対象です。

給付額

家計の急変時期により給付額が月割りとなります。家計急変世帯に当てはまることとなった場合は、当課学費軽減ヘルプデスクに早急に御連絡ください。

申請方法

3、4 ページの提出書類に加えて、6 ページの家計急変世帯が必要な書類を御用意の上、当課のホームページから電子申請を行ってください。

家計急変世帯の受付期限:令和9年2月19日(金曜日)まで

※ 電子申請の対応が難しい場合は、送達過程を記録できる方法(簡易書留等)で

令和9年2月19日(金曜日)まで(当課必着)に郵送してください。

提出書類(家計急変世帯)

提出書類		家計急変事由			
		失職・廃業	死亡・離婚	傷病による休職	災害等に起因する収入減
1	一般申請と同様	3、4 ページに掲載の全世帯が必要な提出書類			
2	令和 8 年度に道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されていることを確認する書類	保護者等全員の令和 8 年度の課税証明書 (道府県民税所得割及び市町村民税所得割の記載があるもの)			
3	急変後の収入・所得を証明する書類	○給与所得者:源泉徴収票の写し 又は 勤務先作成の年間の給与見込証明書 (提出できない場合は、直近3か月分の給与明細の写し) ○個人事業主:「令和 8 年分の確定申告書の写し」又は 「税理士又は公認会計士の作成した証明書類」*1*2			
4	急変事由を証明する書類(1)	○給与所得者:雇用保険受給資格者証の写し (提出できない場合は、離職票、退職証明書、退職辞令書等の写し) ○個人事業主:破産手続開始通知書、廃業等届出書等の写し	戸籍全部事項証明書	医師による診断書等の写し かつ 休職証明書等の写し	収入減が災害等に起因することを証明できるもの*3
5	急変事由を証明する書類(2)	家計急変事由調査票(電子申請の場合は不要)			

上記以外に必要な書類が生じることもありますので、家計急変世帯に当てはまることとなった場合は、当課学費軽減ヘルプデスクに早急に御連絡ください。

*1 「税理士又は公認会計士の作成した証明書類」とは、令和 9 年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が各世帯区分相当になると想定される旨を証明したものです。

*2 「令和 8 年分の確定申告書の写し」又は「税理士又は公認会計士の作成した証明書類」を提出できない場合は、以下の(1)～(3)の書類を全て御用意ください。

(1)年間収支見込計算表(様式第16号)

(2)直近 3 か月分の証ひょう書類(売上台帳等)

(3)令和 7 年分確定申告書(写し)

- ・白色申告の場合、「申告書第一表」及び「収支内訳書」
- ・青色申告の場合、「申告書第一表」及び「青色申告決算書」

*3 罹災証明書(被災証明書やこれらに類する公的書類)等。

(参考) 非課税相当の目安

3人世帯: 年収約 221 万円未満

4人世帯: 年収約 271 万円未満

5人世帯: 年収約 321 万円未満

※ 上記の目安年収に該当しない場合及び『年収約 270～380 万円の世帯』又は『年収約 380～490 万円の世帯』に相当する見込みがある場合は、個別に当課学費軽減ヘルプデスクへ御確認ください。

※ 7 月 1 日現在の状況により一般申請の各世帯区分の対象として支給された方が、7 月 2 日以降に家計が急変し、より高い給付額の世帯に該当することとなった場合は、一般申請の支給額と家計急変世帯としての月割り額の差額を受給できる場合があります。詳細は、学事課学費軽減ヘルプデスクにお問い合わせください。